

報道関係者各位
プレスリリース

平成 25 年 1 月 1 4 日
住民監査請求原告

住民監査請求原告 記者会見 開催のご案内

大阪府と大阪市のがれきの受け入れに対して、地方自治法に基づき、住民監査請求を行い、その中止を求め、大阪府と大阪市の監査委員会に提出の後、記者会見を行います。

大阪府と大阪市は、1 月末から 2 月にかけて、岩手県宮古地区からがれき受け入れを本格的に行う予定と発表しています。大阪府は、岩手県から処理委託を受け、岩手県からの運送を引き受け、大阪市に焼却・埋め立て処理を再委託することになっています。またこれにかかる諸費用は、国・環境省から交付金として支払われることになっています。

.....

【住民監査請求の要点】

がれきは、被災地での処理が進まなければ、復興支援の障害になるとの名目で広域化が始まりました。従って、国の広域化にあたっては、被災自治体、及び近隣自治体での処理ができないこと、つまり広域化の必要性があるかが大きな条件になっています。

ところが、大阪府と大阪市の説明会や問い合わせの結果は、「岩手県ががれきの受け入れを望んでいるから必要だ」という被災地の要望だけで、岩手県の実態を調べた様子はありません。

しかしながら今回のがれきの広域化については、本当に被災地で処理できず広域化が必要だったのかについては、昨夏以降次々に大きな疑問点が見つかっています。

例えば広域化予定量の約 9 割を占めていた宮城県では、環境省が広域化予算（第 3 次復興補正）を組んでいた時には、県が処理委託を受けたがれきは、建設ゼネコンからなる J V（ジョイントベンチャー）にほとんど委託されていました。その事実から、環境省の広域化政策は、架空のがれきに予算立てした「復興予算の流用」そのものという指摘があります。

宮城県は、昨年 9 月議会で、処理委託していた J V との委託契約の変更を行い、木くずを 1 0 0 万トンも減らし、がれきの処理委託量を 3 0 0 万トン以上削減し、半減以下にしました。地元で処理するがれきが無くなっているにもかかわらず、宮城県は北九州市に新たに 2 万 3 千トンの委託を行いました。被災自治体の話だけで「必要性」を判断しては、税金を無駄に使うことになります。

そこで、必要性の判断や広域化そのもの実態を把握せずに、大阪府と大阪市ががれきの受け入れを進めることに対して住民監査請求を行い、下記のように記者会見を行います。

記

日時：1 月 1 8 日（金）1 5 : 0 0 ~

場所：大阪市中央区道修町 3-3-10 大阪道修町ビル 5 F 淀屋橋カルチャーセンター

主催：住民監査請求原告 共同代表 下地・西脇 アドバイザー：環境ジャーナリスト・青木泰

連絡先：事務局担当 松下 090-9118-6998 1219nori@gmail.com